

## 新旧対照表〔2024年12月1日実施〕

### ■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p>5 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 50%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td style="text-align: center;">収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	<p>5 料金等の支払方法 （略）</p> <p>(6) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、当社または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 50%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 230 円 (税込額 253 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 当社または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</td> <td style="text-align: center;">金融機関等が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。 (略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 当社または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額																								
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 当社または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額																								
<p><b>附 則</b></p> <p>1 本料金表の実施期日 この料金表は、2024 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 本料金表の実施期日 この料金表は、2024 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>																								

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）												
<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>（7）お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 （税込額 220 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）	<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>（7）お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 230 円 （税込額 253 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 （税込額 253 円）
区分	単位	手数料額											
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 （税込額 220 円）											
区分	単位	手数料額											
払込取扱票発行等手数料 （払込取扱票発行手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 （税込額 253 円）											
<p><b>9 収納手数料の負担等</b></p> <p>お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）</td> <td>税抜額 300 円（税込額 330 円）</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	<p><b>9 収納手数料の負担等</b></p> <p>お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）</td> <td>税抜額 300 円（税込額 330 円）</td> </tr> <tr> <td>2 auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</td> <td>金融機関等が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）	2 auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額
区分	手数料の額												
1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）												
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額												
区分	手数料の額												
1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）												
2 auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等が定める額												
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、2024 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、2024 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>												

■ でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b></td> <td><b>収納代行機関が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>(略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>	<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込または金融機関の窓口において支払う場合</b></td> <td><b>金融機関等が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>(略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込または金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>																								
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込または金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>																								
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2024 年 10 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この料金表は、<b>2024 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>																								

■ 電気契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>200</b> 円 (税込額 <b>220</b> 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b></td> <td><b>収納代行機関が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200</b> 円 (税込額 <b>220</b> 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>	<p><b>7 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>230</b> 円 (税込額 <b>253</b> 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b></td> <td><b>金融機関等が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230</b> 円 (税込額 <b>253</b> 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200</b> 円 (税込額 <b>220</b> 円)																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>																								
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230</b> 円 (税込額 <b>253</b> 円)																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>																								
<p><b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、<b>2024 年 10 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b> この料金表は、<b>2024 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>																								

■ でんき契約約款（北陸電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p><b>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b></td> <td><b>収納代行機関が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>	<p><b>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b></td> <td><b>金融機関等が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>																								
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>																								
<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 10 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>																								

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																												
<p><b>8 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b></td> <td><b>収納代行機関が定める額</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		<p><b>8 料金等の支払い</b> （略）</p> <p>(6) お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b></td> <td><b>金融機関等が定める額</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>	備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	単位	手数料額																											
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )																											
区分	手数料の額																												
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																												
2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>																												
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。																													
区分	単位	手数料額																											
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )																											
区分	手数料の額																												
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																												
2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>																												
備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。																													
<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 10 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>																												

■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p><b>7 料金等の支払義務および支払期日</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b></td> <td><b>収納代行機関が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>	<p><b>7 料金等の支払義務および支払期日</b> （略）</p> <p>(7) お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、下表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、auEL または KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b></td> <td><b>金融機関等が定める額</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 auEL または KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>（略）</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>200 円</b> (税込額 <b>220 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</b>	<b>収納代行機関が定める額</b>																								
区分	単位	手数料額																							
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 <b>230 円</b> (税込額 <b>253 円</b> )																							
区分	手数料の額																								
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																								
2 <b>auEL または KDDI 指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</b>	<b>金融機関等が定める額</b>																								
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 10 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2024 年 12 月 1 日</b>から実施いたします。</p>																								

■ UQ でんき料金の請求に係る取扱規約

改定前（旧）	改定後（新）																												
<p>(UQ でんき料金の支払い)</p> <p>第 9 条 KDDI（前条第 3 項により OCT が債権を買い戻した場合には OCT とします。以下、本条乃至第 12 条において同じとします。）は、UQ でんき料金について、でんき契約約款の規定にかかわらず、特定 UQ 契約に係る料金等と合算して請求するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>8 お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 200 円 (税込額 220 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td style="color: red;">収納代行機関が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。		<p>(UQ でんき料金の支払い)</p> <p>第 9 条 KDDI（前条第 3 項により OCT が債権を買い戻した場合には OCT とします。以下、本条乃至第 12 条において同じとします。）は、UQ でんき料金について、でんき契約約款の規定にかかわらず、特定 UQ 契約に係る料金等と合算して請求するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>8 お客さまは、前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、KDDI が別に定める条件に該当する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td> <td>払込取扱票の発行 1 回ごとに</td> <td>税抜額 230 円 (税込額 253 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 お客さまは、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 KDDI 指定の金融機関口座への振込 又は金融機関の窓口において支払う場合</td> <td style="color: red;">金融機関等の定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 KDDI 指定の金融機関口座への振込 又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等の定める額	備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。	
区分	単位	手数料額																											
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)																											
区分	手数料の額																												
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																												
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額																												
備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。																													
区分	単位	手数料額																											
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 230 円 (税込額 253 円)																											
区分	手数料の額																												
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)																												
2 KDDI 指定の金融機関口座への振込 又は金融機関の窓口において支払う場合	金融機関等の定める額																												
備考 KDDI が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。																													
<p>附 則</p> <p>本規約は、令和元年 8 月 28 日から実施します。</p> <p>附 則</p> <p>本改正規定は、令和 2 年 3 月 18 日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定中、本規約を変更した場合の周知に関する部分については、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>本規約は、令和元年 8 月 28 日から実施します。</p> <p>附 則</p> <p>本改正規定は、令和 2 年 3 月 18 日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定中、本規約を変更した場合の周知に関する部分については、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。</p>																												

附 則

本改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

本改正規定は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。